○国土交通省告示第七百七十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年七月十二日

国土交通大臣　羽田雄一郎

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線新設工事（岩手県遠野市綾織町下綾織31地割地内から同市綾織町下綾織35地割地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　岩手県遠野市綾織町下綾織31地割、33地割及び35地割地内

２　使用の部分　岩手県遠野市綾織町下綾織31地割及び35地割地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、岩手県遠野市綾織町新里30地割地内の遠野インターチェンジから同市宮守町下鱒沢33地割地内の宮守インターチェンジまでの延長9.0㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線新設工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第１号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

高速自動車国道の新設は、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第６条の規定により、国土交通大臣が行うものとされていることなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線（以下「本路線」という。）は、釜石市を起点とし、遠野市、奥州市、花巻市等を経由して秋田市に至る延長約211㎞の路線である。

本路線が通過する遠野市は、ホップの主要な産地であるなど農業が盛んであり、生産されたホップは、全国有数のビールの生産拠点である仙台地域に出荷されている。

また、遠野市に隣接し三陸沿岸地域の主要都市である釜石市は、重要港湾である釜石港を擁し、岩手県南西部で生産された乗用車が遠野市を経由して釜石港に輸送されるなど、物流拠点として重要な役割を担っていたが、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う大津波等（以下これらの災害を総称して「東日本大震災」という。）により壊滅的な被害を受けている。

本件区間とおおむね並行し、遠野市における物流等を担う幹線道路として一般国道283号及び一般国道396号（以下「一般国道283号等」という。）があるが、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最急縦断勾配を満たさない区間が存在するほか、自然災害による通行止めが行われるなど、幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、既に供用済み又は供用予定である本路線の他の区間等と接続し、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と連絡されることから、岩手県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等により地域経済の活性化が図られ、三陸沿岸地域の早期復興にも寄与するとともに、自然災害時等における一般国道283号等の代替路が新たに整備されるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である岩手県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月閣議決定）等に基づき、平成８年11月に大気質等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成24年２月に環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、工事実施に伴う騒音等について環境保全目標を超える値が見られることから、起業者は、本件事業の施行に当たり、防音シートの設置等の措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による特別天然記念物であるニホンカモシカ、天然記念物であるオジロワシ及びイヌワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ等が確認されている。ニホンカモシカについては、計画路線は生息域の一部を通過するが、周辺には同様の生息環境が存在していることなどから影響は少ないとされている。オオタカについては、営巣が確認されていることから、起業者は専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。クマタカについては、営巣地が計画路線から離れていることなどから影響は少ないとされているが、起業者は、オオタカと併せてモニタリング調査を継続することとしている。オジロワシ、イヌワシ及びハヤブサについては、営巣が確認されておらず、周辺には同様の生息環境が多く残されることなどから影響は少ないとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているイイヌマムカゴ、準絶滅危惧として掲載されているマルミノウルシ、サクラソウ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が20箇所存在するが、このうち17箇所については発掘調査が完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。起業者は、残る３箇所についても岩手県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、岩手県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成を主な目的とし、道路構造令による第１種第３級の規格に基づき２車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成８年12月３日に都市計画決定され、平成15年８月12日に変更決定された都市計画と、車線数、インターチェンジの形式等を除き、基本的内容について整合しているものである。なお、本件事業については、４車線の事業として都市計画決定されているところ、２車線の事業として施行するものであるが、土工量、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行することとされており、適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。